

「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」等への意見・質問

一般社団法人全国地方銀行協会

項番	政省令（案）等	該当箇所	意見・質問
1	事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）	第2条	不特定被担保債権留保額について、「事業性融資の推進等に関する法律施行令第1条・第2条等に係る考え方」では、「中間的な企業規模において保守的に5%の割合を確保する」ととし、「1億円の規模に対し、5%の組入率を確保する」とある。 施行令（案）第2条の配当可能額（総資産）に応じた不特定被担保債権留保額に充てる割合は、これをベースに設定されているが、企業価値担保権の主要な貸出先である中小企業は、配当可能額（総資産）が小規模であり、担保実行時に不特定被担保債権留保額に充てられる割合が高くなると想定されるため、中小企業の円滑な資金調達に支障が生じ得ることが考えられる。 そのため、配当可能額のうち不特定被担保債権留保額に充てる割合を引き下げることを検討いただきたい。また、同考え方において、不特定被担保債権留保額の水準については、「政令の制定後も、状況をフォローしながら、必要が生じた場合は、適切な対応を図っていく」方針とされていることから、見直しの必要性を継続的に検証いただきたい。
2	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）	13-2-1(6)①② 13-2-2(2)①	13-2-1(6)①において、「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」への記載事項として、「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者（略）の知識を習得した方法並びに当該者の配置予定先」が掲げられており、その知識については、例えば、「信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務についての基礎知識が考えられる」とされている。 また、13-2-1(6)②において、同書面への記載事項として、「企業価値担保権に関する信託業務（他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務を含む。）に携った経験を有する者の経歴及び配置予定先」が掲げられており、このうち「他の担保権信託業務に類似する業務」とは、担保権の管理及び処分や預金の受入れに関する業務などが考えられる、とされている。 これを踏まえると、13-2-2(2)①において、「企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者を配置する」ことが求められているが、金融機関においては、不動産担保や動産担保等に関する基礎知識がある者や実務経験のある者を、「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行できる知識を有する者」と判断してよいのか。また、セキュリティ・トラストの実務経験は必須ではないとの理解でよいのか。
3	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）	13-2-2(2)①	「（注）『企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門』は、他の部門（内部監査部門を除く。）から独立した体制であることは要しない」とある。 上記を踏まえると、事業譲渡等の担保処分の判断を行う融資・審査部門内に、企業価値担保権に関する信託業務の部門を置くことは問題がない（両部門間で利益相反は生じない）との理解でよいのか。 また、与信判断と信託業務に関する最終決裁を、同じ決裁者が行うことは問題がないか。
4	「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）	13-2-2	13-2-2(1)①にある「信託財産の分別管理」や、13-2-2(2)②にある「電算システム管理」等の体制について、金融機関においては、既に企業価値担保権信託会社を営むうえでの体制が整備されているとみなされる、との理解でよいのか。